

平成 29 年度高知県特別融資制度要綱

1 目的

創業を図る者又は創造的な事業活動を図る中小企業者等に対して、必要資金の確保の円滑化を図り、県の特定期策の効率的な展開及び県内産業の振興・発展を図る。

2 産業振興計画推進融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者等であって、高知県産業振興計画の事業又は目標に沿った事業を行う、又は行おうとする企業

(2) 貸付条件等

ア 資金用途は、高知県産業振興計画の事業に関する設備資金・運転資金とし、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。

イ 当融資で、高知県信用保証協会の保証付き借入金の借換えを行うことができる。ただし、高知県中小企業等融資制度のうち、季節融資を除く。

また、責任共有対象の借入金から責任共有対象外への借換えはできない。

ウ 借換えを行う既存保証付き融資（産業振興計画推進融資を除く）は、融資額の2分の1未満とする。なお、資金用途が借換えのみとなるものは認めない。

エ 借入希望者は、別記3-1及び3-2による事業計画書を作成しなければならない。

3 南海地震・節電対策融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 既存の工場、倉庫、店舗及び事務所等の事業用施設（以下「事業用施設」という。）の耐震性を把握するための耐震診断又は耐震改修工事（建替え工事を含む。）を実施するための設計を行う者

イ 耐震性を向上させるための改修若しくは建替え又は危険物関係施設の補強等事業用施設の地震対策を行う者

ウ 機械の転倒防止措置等既存の設備の地震対策、発電機、消防用設備等の導入等新たな設備による地震対策を行う者

エ 津波による浸水を防ぐために、敷地若しくは事業用施設のかさ上げ又は事業用施設の移転を行う者

オ LED照明、省エネルギー空調、太陽光発電等節電に資する設備の導入を行う者

カ アからオまでに掲げる者のほか知事が適当であると認めた地震・節電対策を行うもの

(2) 貸付条件等

ア (1)のアの資金用途は、耐震診断及び耐震改修設計（建替設計を含む。）に要する費用とする。

イ (1)のイからカまでの資金用途は、申込みの計画遂行に必要な設備資金（土地のみの取得を除く。）とする。

ウ 借入希望者は、別記4-1及び4-2による事業計画書を作成しなければならない。また、カの認定を受けようとする者は、事業計画書を県に提出しなければならない。

4 中核企業支援融資

(1) 貸付対象者

指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

ア 県内外において事業を営む者であって、次のいずれかに該当するもの（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「指定用地等立地者」という。）

(ア) 企業立地促進要綱第2条に定める第1種指定用地に立地（工場・倉庫・事務所等を取得又は建設すること。以下同じ。）する者

(イ) 企業立地促進要綱第3条の規定による指定を受けた者で、企業立地促進要綱第2条に定める第2種指定用地又は第3種指定用地に立地するもの

(ウ) 企業立地促進要綱第4条の規定による指定を受けた者で、県内に立地するもの

イ 県内外において事業を営む者のうち、県内の適地に立地するもの（指定用地等立地者を除く。）で、次のいずれかに該当するもの（県内で新会社の設立を図る者を含む。以下「その他適地立地者」という。）

(ア) 製造業

(イ) 運送・倉庫業

(ウ) ソフトウェア業等（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、デザイン業、エンジニアリング業、電気通信業及びバイオテクノロジー事業をいう。）

(エ) 卸売業

(オ) (ア)から(エ)までに掲げる事業と密接に関連するサービス業

(カ) (ア)から(オ)までに掲げるもの以外の業種で、物の製造又は加工の用に供する施設及びその附帯施設を設置する者

ウ 指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、生産増強計画等により工場、設備等の増築若しくは改築を行うもの又は従業員用社宅を建設若しくは購入するもので、初期稼働等から10年を経過しないもの

エ 県内において事業を営む者のうち、生産増強計画等により工場、設備等の増築若しくは改築を行うもの又は従業員用社宅を建設し、若しくは購入するもので、設備投資額が8,000万円以上であり、かつ、当融資を5,000万円以上利用しようとするもの

オ 公共事業若しくは公害により現在地での営業が困難になり、他に移転する者又は借地、借家等で事業を営む者で、貸主（当該企業の役員を除く。）の都合により一方的な移転を余儀なくされるもの

カ 立地後の運転資金については、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働等から10年を経過しないもの

(2) 貸付条件等

ア 生産高の増加等の発展的な内容を伴うものを貸付対象とし、借入れのみを目的とする分社化等については、これを認めない。また、(1)のイに該当する場合は、県内の事業の縮小及び従業員の減少を伴うものは、これを認めない。

イ (1)のア及びイに該当する者は、建物を賃借する場合も当融資の利用を認める。

ウ (1)のオに該当する場合については、移転補償金で賄えない部分を貸付対象とする。

エ 運転資金は、設備投資に伴うものに限る。ただし、指定用地等立地者及び県外からのその他適地立地者のうち、初期稼働から10年を経過しないものは、通常の運転資金のみの場合も当融資の利用を認める。

オ (1)のアからエまでのいずれかに該当する者で、5年以内に10人以上（指定用地等立地者にあつては、5人以上）の県内新規雇用が見込まれる企業については、県の特認を受けて、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める特利と貸付限度額における特別枠にて当融資を利用することができる。

カ (1)のア、イ又はオに該当する者及び(1)のウ、エに該当し特認を受けようとする者は、別記様式5-1及び5-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

5 産業活性化融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 経営の安定化又は効率化を図るために近代的な設備を導入する者

イ 生産設備を増強することにより生産力の向上及び効率化を図る者

ウ 従業員のための福利厚生施設の取得若しくは改善、冷暖房設備の設置又は緑化等の労働環境の改善を図る者

エ 知的所有権（特許権、実用新案権、意匠権、著作権及び半導体回路配置利用権をいう。以下同じ。）に裏付けされた優れた新技術・高付加価値製品の研究・開発を実施する者

オ 災害時対応の迅速化に役立つ「緊急時事業継続計画（BCP）」の策定を行う者

カ 「緊急時事業継続計画（BCP）」に基づき災害の事前防止又は復旧等の対応に必要な設備の導入若しくは改善又は資機材若しくは燃料の備蓄等を行う者

キ 高知県次世代育成支援企業認証制度による認証を受けている者

(2) 貸付条件等

ア (1)のア、イ及びウの資金使途は、設備本体の購入費（リース、割賦等で導入する場合は、リース料、割賦料等）並びに当該設備の設置に伴う運賃、据付け費、必要最小限度の建物の改造、改装費及び当該設備に附帯して新た

に必要となる原材料購入費等の初期運転資金等、必要最小限度の費用とする。

イ (1)のエの資金使途は、申込みの計画遂行に必要な、設計費、試作費、実験費、知的所有権の申請に係る経費、試作品又は試供品等の供給に必要な設備費及び原材料費等とする。

ウ (1)のオの資金使途は、「緊急時事業継続計画(BCP)」の計画策定に係るコンサルタント等外部への委託に要する費用とし、事前調査に係る費用も含む。

エ (1)のカの資金使途は、設備等の設置、導入又は改善する費用及び資機材、燃料等を備蓄する費用並びに当該設備等に附帯して新たに必要となる原材料購入費等の初期運転資金等必要最小限度の費用とする。

オ (1)のキに該当する者は、認証を受けていることを証する書面の写しを添えなければならない。

カ (1)のキの資金使途は、事業に必要な設備資金・運転資金とし、認証の取消しを受けた場合は、実情調査の上、必要に応じ一括繰上償還等の対象とする。

6 事業環境整備促進融資

(1) 環境保全促進

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 産業廃棄物処理業(使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に定めるフロン類回収業、解体業及び破砕業を含む。以下同じ。)、リサイクル関連産業等環境保全事業又はその関連事業を営む者
- (イ) 自己の工場・事務所等に再生資源等を活用するためのリサイクル関連設備、省エネルギー施設、石油代替エネルギーを使用する施設又は地球温暖化の防止、オゾン層の保護若しくは公害防止のための施設を設置する等環境保全に対して積極的な取組を図る者
- (ウ) 石綿の分析調査結果に基づき、飛散防止のために施設又は設備の改善等を行う者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(イ)又は(ウ)の資金使途は、次の設備等を設置、導入又は改善する費用及び当該設備等に附帯して新たに必要となる原材料購入費等の初期運転資金等必要最小限度の費用とする。
 - a 中小企業信用保険法施行規則別表第1に掲げる施設等の大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、震動、地盤沈下及び悪臭を防止するための施設
 - b フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に定めるフロン類の回収の用に供する設備又はフロン類の破壊の用に供する設備
 - c 東京都指定の低公害車又は東京都指定の粒子状物質減少装置
 - d 廃棄物を処理する施設等で、関係法令又は条例の規制又は基準に適合しているもの
 - e 再生資源若しくは再生部品の再資源化を行うための施設又は食品循環資源の再生利用を行うための施設
 - f 太陽・風力等の自然エネルギー等による発電システム
 - g 石綿の除去、封じ込め等に要する経費(除去した石綿の廃棄処理に要する費用を含む。)
 - h 中小企業信用保険法施行規則別表第2に掲げる施設
- (イ) (ア)のeの「再生資源」とは、使用済物品等(一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品をいう。以下同じ。)又は副産物(製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事に伴い副次的に得られた物品)のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- (ウ) (ア)のeの「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。
- (エ) (ア)のeの「再資源化」とは、使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。
- (オ) (ア)のeの「食品循環資源」とは、食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの及び食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないものをいう。
- (カ) (ア)のeの「再生利用」とは、食品循環資源を肥料、飼料等の製品の原材料とすることをいう。
- (キ) 借入希望者は、別記様式6-1及び6-2又は6-3及び6-4による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。ただし、fの「太陽・風力等の自然エネルギー等による発電システム」に関する借入につい

ては県への提出を要しない。

(ウ) 資金使途は、新分野進出及び事業転換に必要な設備資金及び運転資金も含む。

(2) 福祉関連支援

ア 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 高齢者等（障がい者、高齢者、妊産婦その他の者で、日常生活又は社会生活に制限を受けるものをいう。以下同じ。）への介護サービス事業等を営む者
- (イ) 福祉用具（高齢者等の身体状況及び日常生活に応じて高齢者等の自立支援及び介護者の介護負担軽減のために利用される介護機器等の用具をいう。以下同じ。）の製造、卸・小売り及びレンタル等のサービス業を営む者
- (ウ) 高齢者等の日常生活若しくは社会生活における制限の緩和又は雇用の促進を図るために事業用施設等を整備し、又は改善する者
- (エ) 新たに福祉タクシー若しくは福祉バスを購入（リース、割賦等を含む。）しようとする者又は既製の車両を福祉タクシー若しくは福祉バスに改造しようとする者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(ア)の「介護サービス事業等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）に定める居宅サービスに限らず、高齢者等の日常生活又は社会生活における制限を緩和するサービス、自立支援サービス及び介護者の介護負担軽減に資するサービスを提供する事業をいう。
- (イ) アの(ウ)及び(エ)の資金使途は、アの(ウ)及び(エ)に定める事業用施設等を整備し、導入し、又は改善する費用及び当該施設等に附帯して新たに必要となる初期運転資金等必要最小限度の費用とする。
- (ウ) 福祉バスは、福祉関連事業を営む上で必要な送迎用のもを含む。
- (エ) 借入希望者は、別記様式7-1及び7-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

(3) 商業・観光業支援

ア 貸付対象者

指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 県内において事業を営む者で、観光事業用施設（観光休憩施設又は宿泊施設）の整備、増改築、改修、改装等を図るもの
- (イ) 県内外において小売業、飲食業（遊興飲食店を除く。）又はサービス業を営む者のうち、事業拡大又は移転により県内の商店街等に新規出店するもの
- (ウ) 県内において事業を営む者で、小売業、飲食業（遊興飲食店を含む。）又はサービス業を営むもののうち、現に使用している店舗の整備、増改築、改修、改装等を図るもの
- (エ) 構成員の3分の2以上が県内において小売業、飲食業（遊興飲食店を含む。）又はサービス業を営む組合のうち、共同施設の整備、増改築、改修、改装等を図る者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(イ)に該当する者は、店舗を賃借する場合も当融資の利用を認める。
- (イ) アの(イ)に該当する者は、商工会等又は当該商店街組合の別記様式14による推薦書を添えることとする。
- (ウ) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく高度化事業計画に沿って店舗又は共同施設の整備、増改築、改装又は改修を図る者については、県の特認を受けて、高知県中小企業等融資制度大綱別表第1に定める特利にて当融資を利用することができる。
- (エ) 特認を受けようとする者は、別記様式8-1及び8-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

7 創業者等応援融資

(1) 創業I型

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該

当するもの

- (ア) 事業を営んでいない個人(過去に自らが営んでいた事業をその経営の状況の悪化により廃止した経験を有し、当該事業の廃止の日から5年未満の者又は過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であった者で当該解散の日から5年未満のものであって、現在事業を営んでおらず創業に再挑戦しようとするもの(以下「再挑戦者」という。)を含む。以下同じ。)であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- (イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、その会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- (ウ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- (エ) 事業を営んでいない個人として新たに事業を開始し、開始した日以後5年未満の者
- (オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者
- (カ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(ア)及び(イ)については、貸付対象者が再挑戦者である場合は、貸付対象者への求償権を消滅させるための資金も認める。
- (イ) アの(ア)及び(イ)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。
- (ウ) 借入希望者は、別記様式9-1、9-2、9-3及び9-4による事業計画書を作成しなければならない。
- (エ) つなぎ資金等として利用する場合など、短期(1年以内)償還については一括返済をすることができる。

(2) 創業Ⅱ型

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者
- (イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内に新たに会社を設立し、その会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- (ウ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が事業を開始する具体的な計画を有する者
- (エ) 事業を営んでいない個人として事業を開始し、開始した日以後5年未満の者
- (オ) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者
- (カ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年未満の者

イ 貸付条件等

- (ア) アの(ア)及び(イ)に該当する者は、借入申込額と同額以上の自己資金(借入金に有している場合は、当該借入金の額に相当する金額を控除した金額とする。また、高知県中小企業等融資制度の他の融資で自己資金を必要とするものを併用する場合は、当該融資に必要な自己資金の額を控除した金額とする。以下同じ。)を有していることを条件とする。
- (イ) アの(ア)及び(イ)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることはできない。
- (ウ) 借入希望者は、別記様式9-1、9-2、9-3及び9-4による事業計画書を作成しなければならない。
- (エ) つなぎ資金等として利用する場合等短期(1年以内)償還については一括返済をすることができる。

(3) 創業Ⅲ型

ア 貸付対象者

県内において指定事業を開始しようとする者又は現に指定事業を営む中小企業者であって、次のいずれかに該当するもの

- (ア) 従事した経験（勤務先で得た知識及びノウハウ並びに自ら事業を行っていた経験をいう。）及び法律に基づく資格を活かし、県内で事業を開始しようとする者
- (イ) 県内において指定事業を営む中小企業者であって事業を開始した日（法人にあつては、設立の日）以後5年未満（開始時期を特定することができること）のもの

イ 貸付条件等

- (ア) アの(ア)に該当する者は、借入時における当該事業において、客観的にみて既に当該事業に着手していること（当該事業に係る工場、店舗等の建物を完備し、若しくは建築について具体的に進行中である、又は販売すべき商品の仕入れを終了し、若しくは仕入れ中である等）が明らかであり、また、法人にあつては、申込時に法人格の取得（設立登記の完了等）がなされていることを条件とする。
- (イ) 貸付対象者は、借入申込額の25パーセント以上の自己資金を有していることを条件とする。
- (ウ) アの(ア)に該当する者は、貸付実行後は事業を開始するまで再び当融資を受けることは認めない。
- (エ) 借入希望者は、別記様式9-1、9-2、9-3及び9-4による事業計画書を作成し、従事又は経営の経験、資格の取得等を証する書面を添えなければならない。
- (オ) つなぎ資金等として利用する場合等、短期（1年以内）償還については一括返済をすることができる。

8 新事業展開支援融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの（新事業開始後1年未満のものに限る。）

- ア 現在行っている事業を継続しながら、異なる業種の事業を開始することにより経営の多角化を図ろうとする者（新分野進出）
- イ 現在行っている事業を廃止して（廃止後1年未満の者を含む。）、異なる業種の事業を開始することにより事業転換を図ろうとする者（事業転換）

(2) 貸付条件等

- ア (1)の「異なる業種」とは、原則として、現在の業種と日本標準産業分類の中分類とが異なる業種をいう。
- イ 新分野進出については、新事業の年間売上額が1,000万円以上又は総売上額の10パーセント以上を占めることが見込まれること。
- ウ 事業転換については、現在の指定業種から新たな指定業種に転換する場合は、その資格が継続されているものとして取り扱う。ただし、新事業を行う者は、転業前後とも同一個人又は同一法人でなければならない。
- エ 借入希望者は、別記様式10-1及び10-2による事業計画書を作成しなければならない。

9 事業再生支援融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であつて、次のいずれかに該当するもの

- ア 高知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者
- イ 整理回収機構の支援を受けて事業再生のための経営改善計画を策定した者
- ウ 支援金融機関の協力を得て事業再生のための経営改善計画を策定した者

(2) 貸付条件等

- ア 資金用途は、(1)のアからウまでで策定した経営改善計画の実行に必要な資金とする。
- イ 経営改善計画に盛り込まれている場合、当融資で協会の保証付借入金の借換えを行うことができる。ただし、協会の保証制度等の種別によっては、借換えの対象とならない場合がある。
- ウ 必要資金につき、当融資の利用と併せて、支援金融機関が協調して融資すること又は協会の保証が付されていない当該利用者への貸付債権の全部又は一部を資金的劣後ローンに転換することを条件とする。
- エ 当融資の貸付回数が複数となる場合の貸付限度額は、平成29年度高知県中小企業等融資制度大綱別表第1の備考3の(1)の規定にかかわらず、同表の貸付限度額から既貸付額の累計額（償還額を控除しない額）を控除した額とする。
- オ 借入希望者は、別記様式11-1及び11-2による事業計画書を作成し、県に提出しなければならない。

10 事業再生計画実施支援融資

(1) 貸付対象者

県内において指定事業を営む中小企業者であって、次に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って、事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う者

- ア 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- イ 認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成 23 年法律第 113 号）第 59 条第 1 項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- ウ 特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定）に従って作成された事業再生計画
- エ 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- オ 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成 21 年法律第 63 号）に基づき設置）が再生支援決定を行った事業再生計画
- カ 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置）が支援決定を行った事業再生計画
- キ 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
- ク 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
- ケ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 158 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたもの
- コ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が産業競争力強化法第 133 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
- サ 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

(2) 貸付条件等

- ア 資金使途は(1)のアからサまでで策定した事業再生の計画の実施に必要な資金とする。
- イ 借入希望者は(1)に規定する計画を添付しなければならない。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、定めのない事項については『国の全国統一制度』である事業再生計画実施関連保証制度要綱によるものとする。